様式第一（第4条第1項関係）

（表面）

第　　号

高圧ガス保安法第59条の35の規定による立入検査証

写

真

（押出スタンプ割印）

職　名

氏　名

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

発行者　　印

（裏面）

高圧ガス保安法抜粋

第59条の35　経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第83条の3　第59条の35第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。